



～一関地区安全パトロール実施～

5月23日(金)、発注者と受注者(一関出張所管内各工事の安全管理担当者)約30名で一関地区の工事現場2箇所について安全パトロールを実施しました。各工事では安全に工事が進められるように様々な工夫をし、無事故を目指していますが、さらに安全の向上を図るため合同での点検を実施しています。パトロール終了後には良かった点や直すべき点を取り上げて活発に討議をしました。また、パトロール開始前に東北地方整備局企画部 遠藤技術企画官より安全対策に関する講話を頂きました。



遠藤技術企画官より講話の様子



砂防堰堤工事現場点検の様子

重要水防箇所合同巡視を実施

5月27日(火)、北上川が本格的な出水期に入る前に岩手河川国道事務所、県、市町等の各水防管理団体にて一関出張所管内にある河川の合同巡視を行いました。

当日は北上川本川その他、衣川・太田川・磐井川・砂鉄川・黄海川を参加者にて巡視し、洪水時に的確な水防活動が実施できるよう重要となる水防箇所を確認し、共通認識を図りました。



実際の重要水防箇所を確認(太田川)

河川敷で不法投棄発見!

一関出張所管内で河川敷への不法投棄が相次いで発見されています。

河川敷への不法投棄は「河川法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も悪質な不法行為に対しては、ただちに最寄りの警察署に通報し原因者の特定に努めていきます。



最近発見された不法投棄(一関市狐禅寺磐井川河川敷)

河川敷への不法投棄に関する罰則規定 「河川法」

・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

・5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金

(法人等の場合は3億円以下の罰金)